



「セーフティネット住宅」へ登録しませんか？

セーフティネット住宅登録制度は、住まいにお困りの高齢者、障害者、子育て世帯、所得が低い方等と賃貸住宅の空き家・空き室をお持ちの大家さんをつなぐ制度です。空き家等の入居者募集にも是非ご活用ください。



(メリット1) 広く周知ができます。

- セーフティネット住宅として登録すると、登録した住宅の情報は、専用ホームページなどをおして**住宅確保要配慮者**の方へ広く情報提供されます。【裏面参照】

専用HPセーフティネット住宅情報提供システム（一般公開）

<http://www.safetynet-jutaku.jp>

(メリット2) 改修費の支援を受けることができます。

- セーフティネット住宅とするために必要な改修を行う場合、工事費の助成や融資を受けることができます。【裏面参照】

(メリット3) 入居者の支援を受けることができます。

- 居住支援法人や居住支援協議会により、入居相談などの円滑な入居のサポートや、入居中の見守りサービス等を受けられる場合もあります。（一般住宅も可能です。）【裏面参照】



セーフティネット住宅
情報提供システム

HOME 制度について知る 住宅登録事業者の方へ お問い合わせ

このサイトは、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅専用の検索・閲覧・申請サイトです。住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）に基づき、規模や構造等について一定の基準を満たした住宅です。

都道府県からさがす



セーフティネット住宅

◎登録の方法

登録の方法は、上記の専用ホームページでご確認いただけます。詳しくは、下記登録窓口にご確認ください。登録手数料は不要です。入居者の属性選択、戸建て住宅、住戸単位、入居中でも登録可能です。

〔宮城県内の登録窓口〕

仙台市内の物件 仙台市都市整備局住宅政策課 電話 022-214-8330
仙台市以外の物件 宮城県土木部住宅課 電話 022-211-3256

◎住宅の登録基準〔宮城県の場合〕

賃貸住宅を登録する際には、その規模、構造等について一定の基準に適合する必要があります。

一般住宅（共同住宅・戸建て住宅など）

- 住戸の床面積が18㎡以上 **〈NEW〉**
(令和3年11月30日までに竣工したもの)
上記以外、25㎡以上
- ※台所、浴室等が共同利用の場合は18㎡以上
- 耐震性を有すること
- 一定の設備（台所、便所、浴室等）を設置していること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ほか

共同居住型住宅（シェアハウス）

- 住宅全体の面積が15㎡×居住人数+10㎡以上
- 専用居室が9㎡以上
- 耐震性を有すること
- 共同して利用する居間、食堂、台所、便所、洗面設備、浴室、洗濯室等を適切に設けていること
- 家賃が近傍同種の住宅と均衡を失しないこと ほか

〔お問い合わせ先〕

宮城県土木部住宅課 電話:022-211-3256 FAX:022-211-3297 メール:juutakup@pref.miyagi.lg.jp



セーフティネット住宅登録等に関するQ & A

①住宅確保要配慮者って誰？

(法令で定めている者：主な属性)

低額所得者（生活保護受給者を含む）、被災者（災害から3年以内）、高齢者、身体・知的・精神障がい者、子育て世帯、外国人、児童虐待を受けた者、DV被害者 等

(宮城県賃貸住宅供給促進計画において定めている者：主な属性)

妊娠している者がいる世帯、新婚世帯、LGBT、児童養護施設退所者、UIJターンによる転入者 等

②登録するのに手数料が掛かるの？登録に制約はあるの？

手数料は不要です。入居者の属性選択、戸建て住宅、住戸単位、入居中でも登録可能です。

届け出をすれば、登録を廃止することもできます。**※改修費の支援を受けた専用住宅を除く。**

③改修費の支援にはどんなものがあるの？

○住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業〔国土交通省〕

住宅確保要配慮者専用住宅（入居対象者を要配慮者に**限定**するセーフティネット住宅）として、**管理期間が10年以上必要**になります。

(主な補助対象) バリアフリー改修工事、耐震改修工事、間取り改修工事、子育て世帯対応改修工事 など

(補助上限額) 100万円/戸〔補助率：国1/3〕

※詳しくは、QRコードよりご確認ください。⇒



(問合せ先) スマートウェルネス住宅等推進事業室 電話:03-6265-4905 メール:snj@swrc.co.jp

○賃貸住宅リフォーム融資（住宅セーフティネット）〔(独)住宅金融支援機構〕

登録住宅をリフォームまたは登録住宅とするためにリフォームする際にお借入れできる融資です。

(主な融資条件) 融資限度額：融資対象工事費の8割

返済期間：20年以内（1年単位）

金利タイプ：全期間固定金利

※詳しくは、QRコードより商品概要をご確認ください。⇒



(問合せ先) (独)住宅金融支援機構 東北支店 まちづくり業務グループ 電話:022-227-5036

④入居者の支援にはどんなものがあるの？

(主な入居までの支援) 住まいに関する相談、不動産業者・物件の紹介、内覧同行 など

(入居後の生活支援) 安否確認・緊急時対応、日常生活支援、死後事務委任等、就労支援 など

※上記支援を**居住支援法人**や**居住支援協議会**が行うことができます。

○居住支援法人とは

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居促進を図るため、住まい探しの相談や情報提供、見守りなどの生活支援を実施する団体等を、住宅セーフティネット法に基づき、宮城県が居住支援法人として指定しています。

○居住支援協議会とは

地方公共団体、不動産関係団体、居住支援法人等が連携して設立した協議会。

⑤登録したら、入居は断れないの？

登録した属性であることを理由に入居を拒まないことであり、属性以外の理由で入居を拒むことは可能です。

また、生活保護受給者については、住宅扶助費等を代理納付する場合には、入居を拒まないといった条件の追加ができます。

※その他、専用HPセーフティネット住宅情報提供システム **よくあるご質問** をご確認ください。⇒

